

# 茨城県報

号外第36号

平成2年3月15日

木曜日

## 目 次

### 告 示

	ページ
●茨城海区における漁業の免許内容等の決定(漁政課) .....	1
●道路の区域変更(4件)(道路維持課) .....	3
●道路の供用開始(4件)( " ) .....	6
●都市計画用途地域の変更(都市計画課) .....	8
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可( " ) .....	9
●都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市施設課) .....	10

## 告 示

### 茨城県告示第317号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により茨城海区における漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、関係地区及び存続期間を次のとおり定めた。

平成2年3月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 公示番号 茨共第17号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	12月1日から翌年9月30日まで

(2) 漁場の位置 茨城県鹿島郡波崎町地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点 茨城県鹿島郡波崎町波崎灯台

ア 基点から55度(真方位) 8,000メートルの点

イ 基点から55度(真方位) 12,000メートルの点

ウ イから325度(真方位) 6,400メートルの点

エ アから325度(真方位) 6,400メートルの点

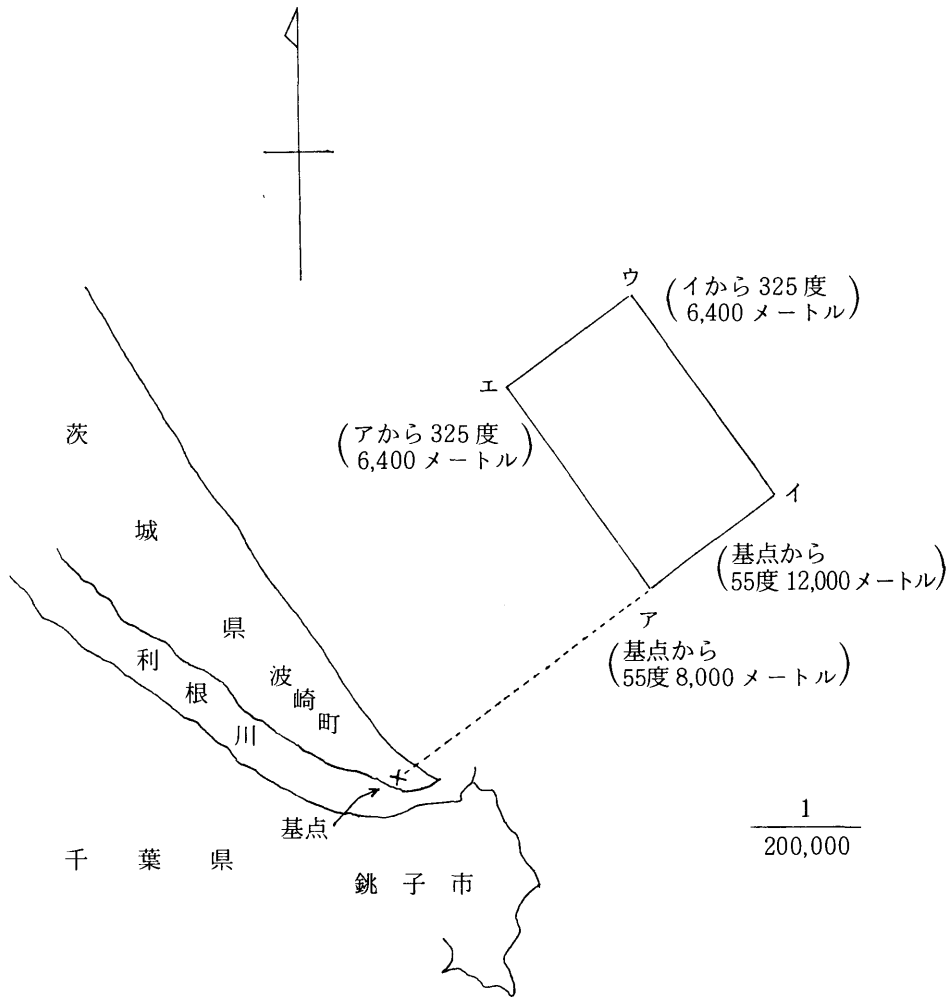
3 免許予定日 平成2年7月1日

4 申請期間 平成2年5月1日から平成2年6月2日まで

5 関係地区

茨城県那珂湊市平磯町及び茨城県東茨城郡大洗町から茨城県鹿島郡波崎町に至る町村のうち太平洋沿岸に面する大字によって表示される地区並びに千葉県銚子市

6 存続期間 平成2年7月1日から平成5年10月31日まで



茨城県告示第318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 石岡常北線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡常北町大字石塚字柳添 2309番5 から 東茨城郡常北町大字石塚 字下宿西側1416番1 まで 東茨城郡常北町大字石塚字柳添 2334番2 から 東茨城郡常北町大字石塚字山王 1195番4 まで	旧	メートル 最大 13.0 最小 7.5 最大 35.0 最小 13.0	メートル 575.0 835.0	
東茨城郡常北町大字石塚字柳添 2334番2 から 東茨城郡常北町大字石塚字山王 1195番4 まで	新	最大 35.0 最小 13.0	835.0	旧道移管による区域変更

茨城県告示第319号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
茨城県 岩間線	東茨城郡茨城町大字小幡 252—7番地先から	旧	メートル 最大 6.0 最小 5.0	メートル 537.0	現道拡幅による 区域変更
	東茨城郡茨城町大字小幡 178—1番地先まで	新	最大 26.5 最小 16.5	537.0	

県道中石水戸線	東茨城郡茨城町大字若宮 333番地先から	旧	最大 最小	7.0 4.0	360.0	現道拡幅による 区域変更
	東茨城郡茨城町大字若宮 393番地先まで	新	最大 最小	14.5 11.0	360.0	
県道上吉影岩間線	東茨城郡美野里町大字柴高 1384番地先から	旧	最大 最小	8.0 5.0	165.0	同 上
	東茨城郡美野里町大字柴高 1246番地先まで	新	最大 最小	13.0 11.5	165.0	
県道阿波山徳蔵線	西茨城郡七会村大字小勝 2693番地先から	旧	最大 最小	15.5 14.0	249.0	同 上
	西茨城郡七会村大字小勝 1846番地先まで	新	最大 最小	21.0 16.0	249.0	
県道阿波山徳蔵線	西茨城郡七会村大字小勝 2061番地先から	旧	最大 最小	6.5 6.5	100.0	同 上
	西茨城郡七会村大字小勝 2090番地先まで	新	最大 最小	15.0 13.0	100.0	
県道上吉影岩間線	東茨城郡美野里町大字堅倉 1210番地先から	旧	最大 最小	7.0 5.0	181.0	同 上
	東茨城郡美野里町大字堅倉 1195—1番地先まで	新	最大 最小	17.0 12.0	181.0	
県道石岡常北線	東茨城郡内原町大字鯉淵 5388番地先から	旧	最大 最小	5.0 3.5	120.0	同 上
	東茨城郡内原町大字鯉淵 5377番地先まで	新	最大 最小	13.0 11.5	120.0	
県道小岩戸赤塚停車場線	東茨城郡内原町大字高田 454番地先から	旧	最大 最小	5.0 5.0	294.0	同 上
	東茨城郡内原町大字高田 425番地先まで	新	最大 最小	21.0 13.0	294.0	
県道宮ヶ崎小幡線	東茨城郡茨城町大字鳥羽田 1043—1番地先から	旧	最大 最小	4.5 4.0	219.0	同 上
	東茨城郡茨城町大字鳥羽田 326—3番地先まで	新	最大 最小	19.5 12.0	219.0	

茨城県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 常陸笠間 太田線	笠間市大字大橋字中山 1351-1番地先から 東茨城郡常北町大字下古内字宿西 2310番地先まで	旧	メートル 最大 7.0 最小 5.0	メートル 1,252.0	現道拡幅による 区域変更
		新	最大 82.0 最小 13.0	1,252.0	
県道 平友部 停車場線	西茨城郡友部町大字平町 547番地先から 西茨城郡友部町大字橋爪 548番地先まで	旧	最大 5.0 最小 5.0	164.0	同 上
		新	最大 17.0 最小 14.0	164.0	
県道 笠間 緒川線	笠間市大字飯田字福崎 1763番地先から 笠間市大字飯田字新屋 1916番地先まで	旧	最大 8.0 最小 5.0	509.0	同 上
		新	最大 19.0 最小 14.0	509.0	
県道 笠間 筑波線	笠間市大字本戸字古新田 4920番地先から 笠間市大字本戸字鳥居松 4934番地先まで	旧	最大 20.0 最小 5.0	1,833.0	現道拡幅及びバ イパス新設によ る区域変更
		新	最大 20.0 最小 5.0 最大 50.5 最小 14.0	1,833.0 1,780.0	

茨城県告示第321号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成2年3月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 笠間 筑波線	笠間市下市毛字大谷津 1146番地先から 笠間市下市毛字鍛冶倉 1162-1番地先まで	旧	メートル 最大 8.5 最小 5.0	メートル 310.0	現道拡幅による 区域変更
		新	最大 35.0 最小 16.0	310.0	
県道 茨城 鹿島線	東茨城郡茨城町大字鳥羽田 996番地先から 東茨城郡茨城町大字鳥羽田 1005番地先まで	旧	最大 7.0 最小 5.0	264.0	同 上
		新	最大 19.0 最小 13.0	264.0	

県道 阿波山 徳蔵線	西茨城郡七会村大村小勝 2689番地先から	旧	最大 最小	16.0 11.0	148.0	現道拡幅による 区域変更
	西茨城郡七会村大字小勝 1848番地先まで	新	最大 最小	20.0 15.0	148.0	

## 茨城県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成2年3月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 茨城岩間線	東茨城郡茨城町大字小幡252-7番地先から 東茨城郡茨城町大字小幡178-1番地先まで	平成2年3月15日
県道 中石崎水戸線	東茨城郡茨城町大字若宮333番地先から 東茨城郡茨城町大字若宮393番地先まで	同 上
県道 上吉影岩間線	東茨城郡美野里町大字柴高1384番地先から 東茨城郡美野里町大字柴高1246番地先まで	同 上
県道 阿波山徳蔵線	西茨城郡七会村大字小勝2693番地先から 西茨城郡七会村大字小勝1846番地先まで	同 上
県道 阿波山徳蔵線	西茨城郡七会村大字小勝2061番地先から 西茨城郡七会村大字小勝2090番地先まで	同 上
県道 上吉影岩間線	東茨城郡美野里町大字堅倉1210番地先から 東茨城郡美野里町大字堅倉1195-1番地先まで	同 上
県道 石岡常北線	東茨城郡内原町大字鯉淵5388番地先から 東茨城郡内原町大字鯉淵5377番地先まで	同 上
県道 小岩戸 赤塚停車場線	東茨城郡内原町大字高田454番地先から 東茨城郡内原町大字高田425番地先まで	同 上
県道 宮ヶ崎小幡線	東茨城郡茨城町大字鳥羽田1043-1番地先から 東茨城郡茨城町大字鳥羽田326-3番地先まで	同 上

茨城県告示第323号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成2年3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成2年3月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道笠間常陸太田線	笠間市大字大橋字中山1351-1番地先から 東茨城郡常北町大字下古内字宿西2310番地先まで	平成2年3月15日
県道平友部停車場線	西茨城郡友部町大字平町547番地先から 西茨城郡友部町大字橋爪548番地先まで	同 上
県道 笠間緒川線	笠間市大字飯田字福崎1763番地先から 笠間市大字飯田字新屋1916番地先まで	同 上
県道 笠間筑波線	笠間市大字本戸字古新田4920番地先から 笠間市大字本戸字鳥居松4934番地先まで	同 上

茨城県告示第324号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成2年3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成2年3月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 笠間筑波線	笠間市下市毛字大谷津1146番地先から 笠間市下市毛字鍛冶倉1162-1番地先まで	平成2年3月15日
県道 茨城鹿島線	東茨城郡茨城町大字鳥羽田996番地先から 東茨城郡茨城町大字鳥羽田1005番地先まで	同 上
県道 阿波山徳蔵線	西茨城郡七会村大字小勝2689番地先から 西茨城郡七会村大字小勝1848番地先まで	同 上

## 茨城県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦野田線
- 2 供用開始の区間  
土浦市大町1204番3地先から土浦市下高津2丁目41番1地先まで
- 3 供用開始の区間 平成2年3月16日



## 茨城県告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により下館・結城都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成2年3月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 用途地域を変更する土地の区域及び規制の内容
  - (1) 第1種住居専用地域
    - ア 除外される部分  
岩瀬町大字岩瀬字十五日田，字御領，字十枚内，字宮田，字成山の各一部  
" 大字青柳字成山，字久保田の各一部  
" 大字岩瀬字代ノ下の全部
    - イ 追加される部分  
岩瀬町大字岩瀬字御領，字十枚内，字宮田，字番匠免，字本内の各一部  
" 大字青柳字本内，字久保田，字向山の各一部
    - ウ イに係わる規制の内容  
建ぺい率 50パーセント以下 容積率 100パーセント以下
  - (2) 第2種住居専用地域
    - ア 除外される部分  
な し
    - イ 追加される部分  
岩瀬町大字岩瀬字御領，字十枚内，字宮田の各一部  
" " 字代ノ下の全部



ウ イに係わる規制の内容

建ぺい率 60パーセント以下 容積率 200パーセント以下

(3) 住居地域

ア 除外される部分

な し

イ 追加される部分

岩瀬町大字岩瀬字十五田, 字御領, 字十枚内, 字宮田, 字成山の各一部

〃 大字青柳字成山, 字久保田の各一部

ウ イに係わる規制の内容

建ぺい率 60パーセント以下 容積率 200パーセント以下

2 縦覧場所

茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第327号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により五反田土地区画整理組合の事業計画の変更については, 次のとおり認可した。

平成2年3月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 組合の名称

五反田土地区画整理組合

2 事業施行期間

昭和60年3月28日から平成2年3月31日まで

3 施行地区

東茨城郡大洗町大字磯浜町字五反田, 字七反田, 字七反田尻, 字六反田, 字六反田上, 字六反田下, 字六反田尻, 字ヲンズイ, 字ソリ町, 字反町, 字井戸尻, 字南町田, 字夏張, 字ウツキ町, 字中堂下, 字茅場, 字番上, 字横田, 字横田道南, 字根横田, 字二反田, 字三反町, 字永町, 字トリカイ, 字桜下, 字中土下, 字岩崎, 字団子チ, 字神宮後, 字水江払, 字永ホック, 字カヤバ, 字北町内, 字北町田, 字石田の各全部 及び

〃 〃 〃 字矢下, 字矢ノ下, 字コノマリ, 字コノマリシリ, 字七反田下, 字堂面, 字樋口, 字本堂, 字郷土田, 字石子, 字沓形, 字町池, 字梶内, 字竹ノ下, 字ピンチウ, 字中瀬向, 字榎下, 字団子内の各一部

- 4 事務所の所在地  
東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275
- 5 設立認可の年月日  
昭和60年3月28日
- 6 変更の主な内容  
資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日  
平成2年3月15日

茨城県告示第328号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成2年3月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称  
下 館 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和63年茨城県告示第1023号下館・結城都市計画駐車場事業 下館駅前駐車場
- 3 事業施行期間  
自昭和63年7月18日 至平成3年3月31日
- 4 事業地  
収用の部分 変更なし

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は線下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)